The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	「職人歌合」の詠者たち ： 「三十二番職人歌合」の場合
Author(s)	岩崎, 佳枝
Citation	語文. 1983, 41, p. 22-31
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68704
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

「職人歌合」の詠者たち

――『三十二番職人歌合』の場合――

岩崎佳枝

一

中世、職人に対する関心がたかまり、職人を題材とする物語・小説が多く制作されるに至った。その代表的なものが『文正草子』であろう。しかし歌合の世界では、かなり以前から職人が登場していた。古くは『東北院職人歌合』『鶴岡放生会職人歌合』があり、室町時代に入っては『三十二番職人歌合』と『七十一番職人歌合』がある。これらはすべて、職人が自らの生活や心情を歌に詠んだものを番えて、しかるべき人が判をなしている。たとえば『東北院職人歌合』(五番本)では、医師・陰陽師、鍛冶・番匠、刀磨・鋳物師、巫・博打等が歌を詠み、経師が判者となっている。『鶴岡放生会職人歌合』では、作者(詠者)には左方に楽人・宿曜師・持経・遊君・絵師・銅細工等が、右方には舞人・算道・念仏者・白拍子・綾織・蒔絵師等があげられているが、判者は鶴岡八幡宮神主である。『三十二番職人歌合』では、千秋万歳法師・絵解、師子舞・猿牽等が歌を詠み、勧進聖弁説上人が判を加えたとあり、『七十一番職人歌合』のみが衆議判となっている。「職人歌合」の序には、職人たちのことを「みち〳〵のものども、人なみ〳〵にまいりて」(東北院職人歌合)、「道々の輩ども、あるは役にしたがひ、あるは友にさそはれてやすらひくらす」(鶴岡放生会職人歌合)、「しかあればよきぎぬをきざるあき人も、あしかをになへるわらはべも、各月によせ恋になずらへて歌をあはせ」(三十二番職人歌合)、「をろかなる草のむしろにも心をのべけるあまり」(七十一番職人歌合)という。いわゆる諸職諸道に携る人たちの詠歌だとあるが、勿論、それを直ちに信ずることは出来ない。では一体、いかなる人びとが職人歌を詠んだのであろうか。それを明確にすることが、「職人歌合」の成立事情や文芸としての特色、さらにはこれら歌合の成立した社会的背景をも明らかにすることになるであろう。小稿においては、『三十二番職人歌合』の詠者について明確になった部分を論述することとしたい。またそれは当時の上層公卿たちの詠作とみられるのであるが、そのような階層の人たちが特定の職人の歌を詠んでいる事情についても多少言及してみたいと考えている。

二

『三十二番職人歌合』の成立年時については、多く、漠然と室町時代後期とされている。[注1] 時代を限定しても文明年間の作かとするの

が従来の説である。しかし、実は明応三年（一四九四）の作であった。それについては筆者はかつて詳説したことがある。[注2] いまは簡単に記しておこう。『三十二番職人歌合』第二十番の右の歌は石切（石工）の「あなたうとつくる〳〵もいしの火のひかりをやがてはなつ御仏」とあるが、判詞で「右の石きりのつくる〳〵光をはなたるるは、仏の通力にてはなくて、石にあたるたがねのちからよりみゆる光明なれば、火打の石仏と申さむも道理かなふべくや。当時のはやり仏、谷の観音も石仏とこそ申なれ」という。ここでいう「谷」とは京都の西郊の谷村のことで、そこにある石造の観音が爆発的な信仰をえて、貴賤こぞって参詣したのが明応三年の春から秋にかけてのことであった。『後法興院記』明応三年四月四日の条に「西方寺近所谷観音有霊験云々。近日都鄙貴賤参詣不可勝計云々」とあり、『言国郷記』の明応三年四月十四日の条にも「御乳兵衛尉内谷之観音参詣其留守沙汰云々」とある。『お湯殿上日記』では明応三年四月十二日に「たにのくわんおん上ろうはじめまいらせてみな〳〵御まいり」とあるのをはじめ、同年四月十四日、五月十八日、五月二十一日、五月二十六日、六月八日、六月十七日、八月二十三日にも女房たちの参詣記事が見られる。その観音が石仏であったことは『後法興院記』に「是日令巡見西芳精舎。関白、得業房令同道。雅俊朝臣来会、依相約也。先参詣石観音、（略）於谷堂有盃酌儀」（明応四年二月二十六日）とあり、『東文書』[注3]にも「西芳寺雑掌申門前仁倉村内石観音敷地事、不日可被明申之由候也」（明応三年六月九日）とあることによって明らかである。この石観音の信仰が流行したのが半年あまりのことであった。中世においては、ときに爆発的な信仰をあつめる仏菩薩があった。いわゆる流行仏の現象である。[注4] 『三十二番職人歌合』の判者は、判詞を記した時点ではまだ谷の観音には参詣していなかったのであろう。「石仏とこそ申なれ」といっている。本職人歌合は、このように谷の観音の信仰が流行し、都鄙の貴賤が参詣した明応三年（一四九四）の春に詠作されたと断定してよいものであろう。

さて、平安時代における遊楽と儀礼とを伴う晴儀の歌合の大半は、詠者（歌人）・判者のほかに発起者（主催者）・企画者（主として選者）で構成されている。歌合の構成メンバーは室町時代とてほぼ同様である。『実隆公記』明応元年（一四九二）十月二十六日の条に「甲子天晴、風静、依兼日約諾向竹内僧正房、近衛前関白、同右府殿下、按察大納言（但遅参、早出）、中御門大納言、四条大納言、下官、（略）友平等候之、歌合衆（此外主人僧正、二楽院、後通朝臣、以上題五首、寄怨（鳥獣草木）、寄歌述懐廿二人五十五番也）、読師初題二接察大納言、残題三中御門大納言、講師済継、発声冷泉前中納言也、褒貶之儀打札両方各申所存、姉小路宰相、江南院等執筆書付之、難陳之儀等巨細不能記之、自早朝及深更、窮屈無治術者也、齋之後則被始会之儀、題ニ衆議等事了、点心、一献等有之、又相残分褒貶之儀事了、有盃酌、二更各分散、役送顯基朝臣、実治、大蔵卿法眼、近衛陽明諸大夫等、其外房中若衆等也、頗厳重之会席也、委旨難記盡而已」という。主催者である伏見宮貞常親王の息である竹内僧正（曼殊院門跡）の房での歌合には、近衛政家・尚通らをはじめ、実隆も加えて二十二名の歌合衆が出席する。五題で五十五番、計百十首の歌が披講された。早朝から深夜に及ぶ頗る厳重なる会席であったと実隆は記している。[注5] 『後法興院記』にも同日の歌合の記事が記されている。同記に「自兼日給題」とあるように、歌の題はあらかじめ詠者たちに通知されていた。恐らく歌合の企画、つまり歌題、結

番・歌人（詠者）の選定等は竹内僧正自身か、僧正の委嘱をうけた人がかなり早くに行い、それによっての歌合の会であったと思われる。ところで「職人歌合」の場合、詠者を職人としているが、それは仮託であり、真の詠者は表面には現れていない。判者とて同様である。しかし、晴儀における場合のような歌合形式はとられなくとも、企画・構成者、および詠者・判者の存在は考えられよう。『三十二番職人歌合』を一人の創作とする見方も考えられようが、そのように見ることには無理がある。それは、歌の意と判詞の言と合致しない箇所がみられることによる。[注6] 本歌合も、一般の歌合と基本的にはほぼ同様の形式で制作されたものと考えられるのである。『三十二番職人歌合』序文に、「こゝに我等卅余人いやしき身しなおなじきものから、そのむしろにのぞみて、その名をかけざること将来多生の恨也。今たま〳〵過ぬるあとををはんことをおもふに猿牽の大夫のいはく、もし月と恋とを題とせば（略）、まさに花を題として、又おもひをのぶる一首をくはふべきをやと、衆議これにくみす、すなはちつがひをさだめ一巻にしるして勧進のひじり弁説上人の庵室にいたりて判のこと葉をもとむ」とある。これには、猿牽大夫・勧進聖弁説上人などに仮託するところがあるが、事実は幾人かの歌人たちが歌を詠み、しかるべき人に判を依頼したと推測されるのである。では実際は、いかなる人びとによって歌は詠まれたのであろうか。

三

『三十二番職人歌合』第二十五番は述懐の歌で次のごとくである。（天理図書館蔵本による）

左（へうほう絵師）
いかにせん馬ならぬ絵のへうほうゑまきだしわろくのりのこはきを

右（はりどの）
雨の日をもらすはおしきあきなひに内ばりひろき殿つくりせん

表法衣師のよめる左の歌、いかにせん馬ならぬ絵のへうほうゑと侍る上句にて、思よらぬ馬のふとかけ出たる心ちし侍るに、下句をよみつづけぬれば、まきだしわろくのりのこはきをとあるにこそ此馬の尾髪もとゝのほりてみえ侍れ。はり殿の右の歌、内ばりひろきやうに造作をして雨儀にも装束に事かかず、潤色のまゝにて出仕させん事をたくめる女工所のねがひも心ひろくきこゆ。左はたくみなる躰をそなへ、右はたけたかき徳を具せり。可為持。

「へうほうゑ」とは表法衣師のことである。『節用集』[注7] では「表補絵」「表背法」とあり、ともに「ヘウホエ」と訓んでいる。「表補絵」は表褙（ひょうほい）であり、今日の表具・表具師のことである。表補絵師の歌は、本紙を表装するのに糊が強くて巻出しが悪い、それをどうしようというくらいの意であろう。それに馬の牧出しの荒々しくて乗りにくいの意も掛けて言ったのである。その点が判者によって「たくみなる躰をそなへている」と評されたのであろう。

この表補絵師の歌が、室町時代中期の有数な知識人である三条西実隆の作であった。その数十年にわたる日記は『実隆公記』として知られ、その歌集を『雪玉集』という。『雪玉集』は後柏原帝の『柏玉集』、冷泉政為の『碧玉集』とともに「三玉集」と呼ばれる。『雪玉集』に収められている歌は八千首を越えるが実隆詠作歌は約六八

七〇首である。『私家集大成』（中世Ⅵ）の「実隆」には『再昌草』『雪玉集』『集雪追加』の三種が翻刻されているが、そのうちの『雪玉集』は寛文十年（一六七〇）刊の「雪玉集」（北海道教育大学図書館蔵）を底本としたものである。それによると、最後の巻である第十八巻に、

桜のなをよめる（ママ）

八一四二しなのより いとさきそめてきりかやつ 八重もひとへもちかのしほかま

表法絵師

八一四三いかにせむ 馬ならぬ絵の表法絵まき たしわろくのりこはくして

鸚鵡をよめる

八一四四人そうき こまもろこしの鳥までも おもふといへはおもふとそ鳴

などとある。この八一四三の歌こそが『三十二番職人歌合』第二十五番左の表補絵師の歌なのであった。両者を較べてみると、仮名遣いや文字違いの違いは問わぬとして、下の結句に相違が見られる。『三十二番職人歌合』（天理本）では「のりのこはきを」となっている。「群書類従」所収本（板本）も、この歌に関しては文字遣いまですべて天理図書館蔵本と同じである。それに対し『雪玉集』では「のりのこはくして」とあり、歌意に多少の相違は生ずるが同一歌と見てよい。大阪市立大学には『雪玉集』の写本が二本蔵されている。森文庫の二本で、両者は編成を異にしているが、その一本の『雪玉集和歌集』（911 SAN 森文庫）[注8]には「表補絵師」の題下に「いかにせん馬ならぬ絵の表補絵ハ巻出しわろくのりこハくして」と見えている。板本の『雪玉集』と結句は同じであるが「表補絵ハ」とある点において相違する。

以上のことは、実はすでに近世後期の人が指摘していたところである。『今様職人尽歌合』は文政八年（一八二五）、板元新泉園より出版された上下二冊の狂歌歌合の書である。画は鍬形蕙斎の筆で、上下巻ともに三十六種ずつ、計七十二種の職人を描く。判者は上巻が四方真顔、下巻は宿屋飯盛で、序文を宿屋飯盛、跋文を四方真顔が書いている。その『今様職人尽歌合』（国会図書館蔵）の跋文には次のようにある。

職人尽歌合は其始けんほなしの名に通ふ建保のむかし水梨子の水無瀬の御所にて（略）又其後に花と述懐を題にて三十二番の歌合あり、勧進聖の長柄杓さし付て是を逍遥院殿の御作也といふは、かの公の壁玉集なる表背絵の戯歌、此中にみえたればなるべし。すべて此職人尽といふ物はじめにもいふが如く、其道の者どもが我とよみたる物にはあらで、みなやごとなき方々の歌も判詞も手づからみづから遊ばして、下ざまにはかゝるわざして世をわたるたぐひもありけりともて興じ給ひて、仮初のめざましくさにせさせ給ひし物にこそ有けめ。

右の跋文で四方真顔は、『三十二番職人歌合』の「表背絵」の歌が逍遥院実隆の歌集に見え、従って当職人歌合を実隆の作とする説を紹介している。ただ「壁玉集」という集はない。「碧玉集」の誤りであるとすると、それは冷泉政為の歌集であり、恐らく「雪玉集」の誤りであろう。「表補絵師」の歌は、まさしく『雪玉集』に見えているのである。しかし、この一首をもって『三十二番職人歌合』全体を三条西実隆の作とするのはどうであろうか。

それにしても三条西実隆が表補絵師の歌をよみ、それが当職人歌合にあるという指摘は重要であったというべきであろう。ではなぜ実隆は表補絵師の歌を詠んだのか。

三条西家は大炊御門・山科の諸家とともに、「装束の家」と呼ばれる。装束の家とは、装束の事を世業とする家のことで、衣服を中心とするが、その他に室内装飾に関するものも含む。実隆の著に『装束抄』[注8]があり、それには冠・纓・袍をはじめ、笏・扇・帖紙のことなども記されている。三条西家は、装束にかかせない苧の管理権をもっていた。『実隆公記』には美濃や越後の苧についての記事が頻繁に見られる。[注9]また同家は染料の藍の管理権ももっていた。すなわち三条西家は苧座と寝藍座の本所であったのである。[注10]このように見見てくると、『三十二番職人歌合』第二十五番「表補絵師」の番いが「張殿」であり、やはり装束と関連が深い。判詞にも「雨儀にも装束に事をかゝず潤色のまゝにて出仕させん云々」とある。これも装束家の人の作と考えてよいのではなかろうか。『三十二番職人歌合』では、第九番も表補絵師と張殿の歌である。その九番を参考としてあげておこう。

左（へうほうゑ師）

山水もはるぞ見事のへうほうゑ花のにしきをちうべりにして

右（はり張）

きぬどもを春の日しめしをきもあへず花見のでたちいそがるゝころ

此山水の絵、象牙の軸、金襴の表紙よりも花の錦の中べりうつくしくしたてられて、山水の春景も光そふ心地し侍るに、この張殿の春のひしめしをきあへず、花見の出立に男女の衣

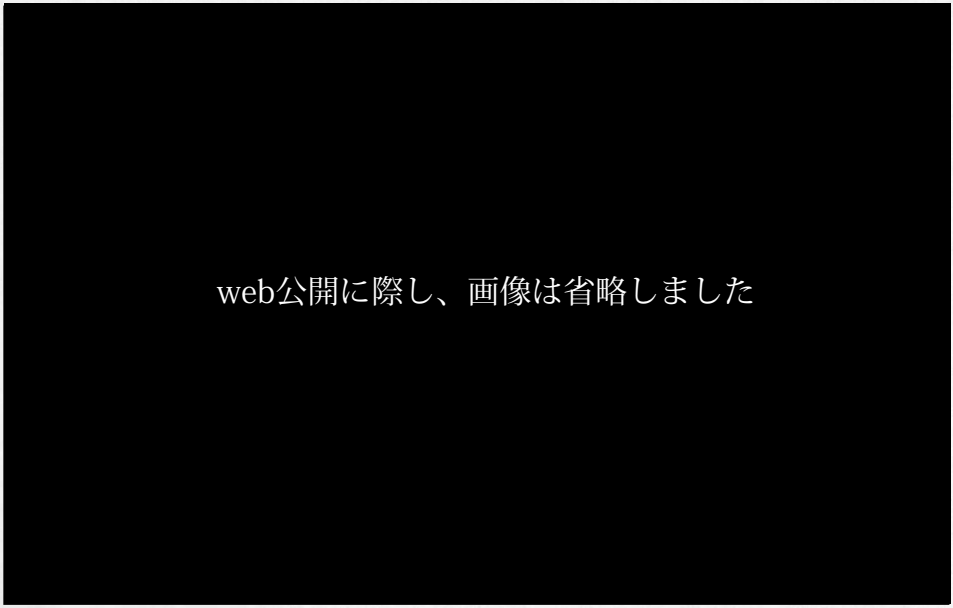

張殿

表補絵師

<天理図書館蔵「三十二番職人歌合」より>

服ども取みだしたるさま、つき〳〵しくいひいだされり、女の歌はよはきもゆるさるゝ事なるに、かひ〳〵しく手きゝたる口つきは、たなばたの手をも立田姫の心をもへつらひ侍らじ。花の錦の一幅の絵よりは、いくむらともなきはりぎぬはめとまる心ちぞし侍る。

これらの歌も三条西実隆と関係がある可能性も考えられる。

四

『三十二番職人歌合』の詠者たちに関して、近衛殿にも触れねばならない。じつは、本歌合の詠者の中に近衛政家・尚通父子も加わっていたのではないかと推測される故である。

『類聚名物考』（巻百二十一 称号部七職業）に次のごとくある。

○鬘女　かつらめ　桂女

職人尽歌合にはなし。近衛信尋公の御讃、狩野尚信が絵に、この図を見たり。女のかもじを捻付る所有り。三幅対の右にて、この左は辻が花なり。その讃の歌

花かづら落がみならばひろひおきてひねりつぎてもうらましものを

中は、法師の衣きて柄長きひさく持たるを書て、その上に判の詞を書れたり。その詞書

左、わかゆの桶をいただきて袂もつじか花を折といへる。彼月の中のかつら男よりは、このかつらめはきよげにや。絹綾ならぬ布のひとへ衣ながら、つじが花を折とあるもよくいひなされて聞ゆ。春風ぞさせるよせなく侍れど、孟郊が一日見尽長安花と侍るうへ、つじが花染計にては春の花の心もかすかに侍るべきにや。右、花かづらの落髪ならば拾ひ置てひねりつがんと見る、花を思ふ心はせちに侍れど、左は猶力入てきこゆるにや。

〔夫木抄〕（編者注。類政家集ノ誤カ）かつらめや新枕するよひ〳〵はとられし鮎の今宵とられぬ

○つじが花

同上の絵の左に、額ゆへる女の衣はこえて丸き筒（桶の蓋）の上に鮎置て前に有るが、その衣の色、乱文の村濃なり。これ辻が花染にやあらん。その歌

春風に若鮎の桶をいただきて袂も辻が花を折かな

今案に、かつらめに二ツのわかちあり。頭に着る鬘を作る女をも云ふ。また京の西なる桂川のほとりの女をも桂女といふ。是は鮎を売るものなり。その間違なるべし。桂女は、たとへば河内女・難波女・初瀬女のたぐひなり。是は畫家の心得たがひにやとおもはる。

これによると狩野孝信（一五七一〜一六一八）の次男狩野尚信（一六一八—一六五〇）の絵に、後水尾天皇の弟にあたる近衛信尋（一五九八—一六四九）が賛をした三幅対があったという。左が「辻が花」の絵で右が「鬘女」、中は「法師の衣きて柄長きひさく持たる」ものであった。これは「職人尽歌合にはなし」という。いうところの「職人尽歌合」とは『七十一番職人歌合』のことであり、それにはまさしくない。『三十二番職人歌合』の判者は勧進聖で、非常に長い柄の杓を持ったたくましい僧として描かれている。前記の歌・判詞も『三十二番職人歌合』第五番のものである。文字遣いに多少の相違はあるがほとんど同文である。ただ天理図書館本と比較すると

web公開に際し、画像は省略しました

桂の女

（下段・天理図書館本）

ひろひおきて
きよげにや
拾ひ置て
ひねりつがんと見る

ひろひをきても。
きよげにみゆるにや
拾をきても。
ひねりつがむといへる。

鬘捻

右の四箇所に相違が見られる。

公卿の屋敷に出入し、御用絵師と呼ばれた狩野探幽の弟にあたる狩野尚信の絵に、近衛信尋がわざわざ賛をしている。これは「桂の女」「鬘捻」の歌が近衛家の人びとの作であったことによるのではなかろうか。『三十二番職人歌合』が成立した明応三年は、後法興院として知られる近衛政家とその息尚通の時代である。政家は五十一歳で前関白、尚通は二十二歳で関白正二位の右大臣でもあった。

近衛家と桂とは関係が深い。「桂殿」といわれた荘園は、現京都市西京区桂付近のことであるが、

建長五年（一二五三）一一月の近衛家領目録（近衛家文書）に「荘務本所進退なき所々」としてみえる高陽院（鳥羽天皇皇后）領内桂殿が初見で、立荘は平安末期にさかのぼると推定される。鎌倉中期には「本所進退なし」で荘務権は近衛家になく、室町

判者・勧進聖

中期以前までに同家の一円進止荘園となった。鎌倉・室町前期の動向はほとんどわからないが、応仁の乱後については近衛家当主の日記「後法興院記」や近衛荘務の記録「後法興院雑事要録」でたどることができる。すなわち桂殿は山城国富家殿（現宇治市五箇庄）・近江信楽庄とともに中世近衛家屈指の財源で、戦国期遠隔地荘園の解体とともにいっそう重要となった。文明一〇年（一四七八）より永正二年（一五〇五）の負担を「後法興院雑事要録」で記すと、現納米・麦の定年貢、公事物のほか公事銭・人夫銭・麦代銭の貨幣地代、臨時課設として牛飼給・谷地蔵院公事銭・久世井料（今井用水の使用料）の徴収がある。（京都郡の地名）

後法興院政家、その子尚通のころは桂殿が近衛家の荘園であった。現に『後法興院雑事要録』（陽明文庫蔵）の明応二年の項には、「桂殿」よりのものとして、

正月六日　餅鏡三（花平、菱、串柿、油物、栗トコロ、カンシ等居上御祝物十足下行、公事銭内也）
　　若菜廿籠
三月四日　松尾神供進上、鮎、酒塩代十六
五月三日　蓬昌蒲
　　十八日　公事銭百疋
　　廿六日　麦代五百文一石代
六月七日　麦五斗
　　月十七日　麦八斗　友重
七月五日　麦五斗　鮎一鉢、酒塩代卅二

等とあり、翌々五年にも、

正月六日　餅鏡三（花平、菱、串柿、果子等居上、御祝物十足下行公事銭内也）
　　若菜廿籠
三月二日　松尾神供進上
　　十五日　鮎一鉢　酒塩代十六
四月二日　松尾神供進上
五月三日　蓬昌蒲
六月六日　公事銭百疋
　　十一日　鮎一鉢、酒塩代卅二、麦代三百六十、一石分
九月九日　鮎一鉢　酒塩代卅二

等と見えており、桂川で取れる「鮎」が献上されていたことが注目される。

以上、要するに「桂殿」と呼ばれた荘園が近衛家所有のものであったので、桂女、鬘捻などの歌を近衛政家らが詠み歌合絵巻物として遣されていた。後になって近衛信尋が近衛殿に因み、出入りの絵師・尚信に特に下命して描かせたものに賛をしたものとも考えられるのである。尚信にとっては、兄探幽も『三十二番職人歌合』[注12]畫扇に紙中極をしており職人絵には馴染みがあったと推測される。[注13]

参考までに第二十一番の「桂の女」「鬘捻」の述懐歌をあげておこう。

左（桂の女）
名のりのみあゆは上薦けたましやよごれわらうづしほれかたびら
右（鬘捻）
うつくしくかかれとてしもうば御前はよめがかづらをひねらざりけむ

判詞もあるが省略する。

五

『三十二番職人歌合』は明応三年の作であるが、その年には後土門御門帝の生母嘉楽門院藤原信子（後花園帝の后）の七回忌法会が盛大に厳修されている。二月二十四日から同二十八日までの五日間のことであった。四月に行なわれるべきものを当月に引きあげたのである。このことは『後法興院記』『実隆公記』『言国卿記』『お湯殿上日記』等に見えている。恐らくそれを機縁に本職人歌合が詠作されたのであろう。[注14]『東北院職人歌合』が東北院での念仏会に因み、『鶴岡放生会職人歌合』が親王将軍宗尊が鎌倉の鶴岡八幡宮の放生会に賑々しく参詣したときのことであったことを思えば、[注15]理解できよう。

職人歌合の詠者たちは身分ある上層公卿たちであったに違いない。前関白近衛政家や関白で右大臣でもあった尚通もかかわっていたであろう。すくなくとも三条西実隆は詠者の一人であった。彼は、ときに四十歳、権大納言従二位の侍従であった。明応三年には、関白正二位近衛尚通、太政大臣従一位前関白一条冬良、左大臣花山院政長、（右大臣近衛尚通）、内大臣二条尚基、権大納言庭田雅行、中御門宣胤、松木宗綱、四条隆量、久我豊通、九条尚経、三条西実隆、西園寺公藤、三条実香が権門として大臣、大納言となっていた。恐らくこれらの人びとの多くが詠者として『三十二番職人歌合』にかかわっていたのではなかろうか。そして装束の家の三条西実隆が表補絵師の歌を詠んでいたことを考えるに、これらの公卿たちは、それぞれの格別支配する職種の職人のことを詠むべく指定されていたものと想像される。いずれにしても三条西実隆が詠者の一人として、表補絵師の歌を詠んでいたことは注意されねばならない。このことは『三十二番職人歌合』の詠者たちを考える上に非常に重要な視点を与えてくれるものである。それは『三十二番職人歌合』ばかりではなく、他の中世職人歌合研究にとっても重要な意味をもつものといわねばならない。

注

① 『和歌文学大辞典』「室町時代の成立か」『文献年表』「一五〇〇年頃カ」『群書解題』室町時代末期『和歌文学年表』「文明年間カ」

② 『職人歌合絵の研究』――三十二番職人歌合絵の成立と背景――昭五六・三・三一 歌合絵研究会

③ 『東文書』京都大学附属図書館蔵

④ 『勧進聖と社寺縁起』第一章六、聖域の内と外――縁起語り・勧進帳 徳田一夫 国文学研究資料館紀要第四号 一九七八・三月

⑤ 『後法興院記』明応元・十・二六「晴陰、入夜降雨、
早旦向竹裏坊有褒貶歌合、題云寄鳥窓、々々獻々、々草々々木々、寄歌述懐 自兼日給題人数廿二人、五十五番也、余、関白、右府、竹裏僧正、按察卿、父子中御門大納言、四條大納言、侍従大納言、二楽院、両冷泉、民部卿前黄門中山納言、小倉中納言、姉少路宰相、園宰相江南院、左少弁宣秀、寿官、諸平朝臣、俊通朝臣、友平等也、此中二楽院、俊通朝臣等不参、先是有朝飡、次講和歌、読師按察、講師姉少路将済継、二十番褒貶以後有一献事、次又講和歌按察早出、読師中御門大納言役之、至子刻事終了、次又有盃酌事、次余并右府帰宅、聖門今日被来此亭、姉少路宰相注右方申詞、江南院注左方申詞」

⑥ 『職人歌合絵の研究』六「詠者と判者」参。

⑦ 伊京集・天正本・饅頭屋本・易林本・里本本では「表補絵」「表背絵」「ヘウホヘ」とある。

⑧ 寸法 18.3×14.8 袋綴全一冊、題簽なし、中央に墨書 雪玉和歌集 半丁に約十八首 奥書（一丁分）に、外山家印」春歌□□千三百五十六首」夏六百八十七首 同二十三丁」秋千三百八十六首 同四十八丁」冬八百二首 同二十六丁」恋千百八十首 同三十二丁」雑千九百十五首 同二十九丁」右歌□合七千三百三拾六首」墨付惑百四十五丁 続く半丁に「實隆公（逍遥院） 公條公（称名院仍） 實板公（三光院） 公国公（円智院） 公條公（香口院） 公勝卿 實教卿 公福公 通板」とある。

⑨ 群書類従第百十六装束部五装束抄西三条実隆公抄也

⑩ 『実隆公記』延徳三・一一・二九「学商人上洛、貢税事雖有歎申子細重而加問答」明応二・六・六「学公事春成到来雖遅引珍重々々」等

⑪ 「寝藍座」所在地九条本所三条西家「東寺百合文書」

⑫ 狩野派の絵師たちが近衛家に出入りしたことは、例えば大正七・六・五の近衛公爵御蔵器第一回入札会に、狩野探幽作「中文珠、左右真山水」（三幅対）が五・六万円で落札されていることからもうかがえる。（芸術新潮81・3 絵の値段 巨匠「探幽」の名声と現実 瀬木慎一）

⑬ 水府明徳会彰考館蔵「職人づくし絵扇面」四幅対桐の内箱（78.5×23.5×18.5）蓋裏面に「此扇面、扇面屏風にてありしを珍顔の餘懸物に作り侍ると云」とある。表面の箱書に「懸物古土佐筆扇面 四幅対」とある。内箱の中二段 外箱は黒漆塗「古土佐職人つくし屏風目六」に「賓作 しきみうり 菜うり 鳥売 土器作 判者 勧進聖 農人 庭払 獅子舞 琵琶法師 糖綜売 地黄煎うり 猿まわし 塩やき 屏風絵師 はり殿 大かひき 結桶師 順れい 桂ノ女 鬘捻 桧物師 渡もり 材木売 竹うり うくいすかい 鳥さし 高野聖 順れい まんさい さん置」と十一行にわたる職人名目録の書状あり。

一幅に五枚の扇面六枚、四幅で計二十四枚（三十五職人）が貼られている。名扇面には書体（行書体）の異なる土佐筆の文字が二箇所に記され二種類の落款（朱文角・探幽、朱文丸・安）がある。各扇面の大きさは、扇面により多少の増減はあるが外円 60.0 内円 22.8 幅 20.5 である。

三十五職人中三十一人までは『三十二番職人歌合』より探られているが、絵解・輿昇の絵が欠けている。代りに「東北院職人歌合（十二番本）」より、土器作・塩焼・桧物師・琵琶法師の四職人（四扇面）が加えられている。

⑭ 狩野派と職人絵については、他に桃山時代の制作とされる狩野吉信筆（一六四〇没）「職人尽絵屏風」六曲一双（川越市・喜多院蔵）、狩野探幽筆・探幽縮図「職人尽絵図巻」寛文一三（一六七三）（京都市立芸術大学蔵）等がある。

⑮ 『職人歌合絵の研究』二、制作の契機、参照

⑯ 雑誌「文芸論叢」第一七号『鶴岡放生会職人歌合成立年時攷』山本唯一氏稿（大谷大学文芸学会 照五六・九・三〇）